

山形県と公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会との 災害時相互連携に関する協定書

山形県（以下、「甲」という。）と公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会（以下、「乙」という。）は、自然災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）の災害ボランティア活動における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県内における災害時において、甲及び乙が相互に協力して災害ボランティア活動の支援を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、災害時において次に掲げる事項について、相互に協力して行うものとする。

- （1）被災地の情報収集と共有及びニーズの把握
- （2）災害ボランティア活動に関する情報発信
- （3）災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達、仕分け及び輸送
- （4）専門的な技能を活用した支援活動
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して定める活動

（車両の通行）

第3条 甲は、乙が資機材等を輸送する際は、緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（平時における活動）

第4条 甲及び乙は、災害時において本協定が円滑に運用されるよう、平時から情報交換を行うとともに、合同で研修や訓練等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が行う活動に係る経費については、原則として乙の負担とする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。但し、協定の有効期間満了の日から30日前までに、甲乙いずれからも特段の申し立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれの署名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

令和2年10月27日

(甲) 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄子



(乙) 山形県天童市東本町一丁目3番21号

公益社団法人天童青年会議所内

公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会

会長

奥山恵治

